

不動産鑑定業の登録申請(新規・更新)に係る提出書類一覧

【提出書類】

	個人申請	法人申請
1	登録申請書(別記様式第七)	登録申請書(別記様式第七)
2	不動産鑑定業経歴書	不動産鑑定業経歴書
3	不動産鑑定士及び士補の氏名記載書	不動産鑑定士及び士補の氏名記載書
4	法第25条各号に該当しない旨の誓約書	法第25条各号に該当しない旨の誓約書 (法人分と役員分の2種類)
5	◎ 専任の不動産鑑定士がいる旨の証明書	専任の不動産鑑定士がいる旨の証明書
6	申請者の住民票(個人番号を記載しないもの)	
7		定款又は寄付行為
8	◎ 申請者の略歴書	各役員の略歴書
9	専任の不動産鑑定士の略歴書	専任の不動産鑑定士の略歴書
10	△ 専任の不動産鑑定士の登録通知書(写)	△ 専任の不動産鑑定士の登録通知書(写)
11	△ 専任の不動産鑑定士の退職証明書	△ 専任の不動産鑑定士の退職証明書
12	事務所の位置図 (最寄駅が入ったもの)	事務所の位置図 (最寄駅が入ったもの)
13		専任の不動産鑑定士及び役員の住民票 (個人番号を記載しない、かつ、申請日から 3か月以内に発行されたもの)
14		登記事項証明書(商業登記簿謄本) (申請日から3か月以内に発行されたもの)

※10～13は埼玉県で独自に提出をお願いしている書類です。

※14の登記事項証明書(商業登記簿謄本)については、原本での提出が必要になります。電子申請の手続きに併せて、原本の提出(郵送可)をお願いします。

(1～13の書類は、電子申請の際に電子データの添付による提出が可能です。)

上記提出書類のうち、不要になるもの	
△ 更新登録の場合	10.11
◎ 登録申請者(個人)が専任の不動産鑑定士を兼ねる場合	5.8

【申請手数料】

	新規登録	更新登録	登録換え
埼玉県知事登録	15,600円	12,400円	12,400円

※申請手数料の支払いについては、電子申請の場合は電子収納のみとなります。紙での申請の場合は県庁にお越しいただき、キャッシュレス決済が原則となります。(現金はご利用いただけません。)

★ 登録の有効期間は5年です。

★ 更新の登録申請は、有効期間満了日の30日前までに行ってください。